

## 平成二十一年法律第九十八号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

### 目次

第二章 総則（第一条・第二条）  
第三章 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置（第三条～第十条）

附則 第一章 総則  
（目的）

**第一条** この法律は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する措置を講ずることにより、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律において「新型インフルエンザ」とは、インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第一項の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの

2 この法律において「新型インフルエンザワクチン」とは、新型インフルエンザに係るワクチンをいう。

3 この法律において「新型インフルエンザ予防接種」とは、新型インフルエンザに対して免疫の効果を得させるため、新型インフルエンザワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

**第二章 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付**

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

第三条 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めることにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たつては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で定めるものの意見を聽かなければならない。

（給付の範囲）

**第四条** 前条第一項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者

五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

（政令への委任）

第五条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

（損害賠償との調整）

第六条 厚生労働大臣は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

（不正利得の徴収）

第七条 厚生労働大臣は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の徴収）

第七条 厚生労働大臣は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第八条 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第八条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

**第九条** 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

（保健福祉事業の推進）

**第十条** 国は、第四条第一号から第三号までに掲げる給付の支給に係る者であつて居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関する家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

（施行期日）

**附則** 抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（施行前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者についての適用等）

**第二条** 第二章の規定は、次条に規定する場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に厚生労働大臣が行つた新型インフルエンザ予防接種を受けた者についても適用する。

（検討）

**第六条** 政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二条 前項の場合において、同項に規定する者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について、この法律の施行の際現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（平成十四年法律第二百九十二号）第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付を（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付を）同一の事由について、同項に規定する者に係る当該新規の請求は、厚生労働大臣に対してされた第三条第一項の規定による給付の請求とみなす。

（政令への委任）

（五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（第七条）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（五号）抄

（施行期日）

第三条 施行日前に厚生労働大臣が行つた新型インフルエンザ予防接種を受けた者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について、施行日前に副作業救済給付又は感染救済給付を支給する旨の決定がされている場合における当該新型インフルエンザ予防接種を受けた者については、第三条第一項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年一月二七日法律第

八四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。(处分等の効力)

**第二百条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。(政令への委任)

**第二百二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

**附 則** (令和四年一二月九日法律第九六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及

び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

医療の確保に関する法律第百二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四

条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五五六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定(公布の日)

**第四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)